

国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 殿

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名 【署名又は記名押印】

令和 年 月 日に貴団体に対して 円の寄附をしたため、政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 上記寄附は、国会議員関係政治団体からの寄附である。
- 2 上記寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地は、上記のとおりである。
- 3 上記寄附をする国会議員関係政治団体の区分等は、次のとおりである。

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号以外に係る国会議員関係政治団体 ☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号に係る国会議員関係政治団体

(政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号以外に係る国会議員関係政治団体の場合)

(ふりがな) 公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類

- 4 本年において政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する寄附の金額が 1, 000 万円以上となったときは、同法第 7 条第 2 項の規定による届出をする必要がある。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
- 3 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 4 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。